

ロケーション撮影に係る取扱いについて

令和7年11月27日
所長裁定

国立オリンピック記念青少年総合センター構内ロケーション撮影取扱要領(以下「取扱要領」という。)第20条の規定に基づき、ロケーション撮影に係る取扱いについて、下記のとおり定める。

記

1 時間外料金

施設使用料金表に定める利用可能時間以外の時間帯に撮影等を行う場合の料金は、「施設使用料金」の「一般」「夜間」料金の1/8を最低金額とし、30分単位で計算する。(100円未満切上げ、税込)

附 則

この裁定は、令和7年11月27日から施行する。